

令和2年6月10日

第36回水俣市農業委員会

第36回水俣市農業委員会

- | | | | | | | | | | |
|---|----------|---------------------------|-----|---------|-----|---------|--|--|--|
| 1 | 開催場所 | 水俣市役所仮庁舎2階「第二会議室」 | | | | | | | |
| 2 | 開催日時 | 令和2年6月10日 | | | | | | | |
| | 開会 | 9時30分 | | | | | | | |
| | 閉会 | 10時35分 | | | | | | | |
| 3 | 出席委員 | | | | | | | | |
| | 農業委員 | 12名 | 1番 | 元村 善二 君 | 8番 | 山澤 親徳 君 | | | |
| | | | 2番 | 松本 公昭 君 | 10番 | 坂本 隆司 君 | | | |
| | | | 3番 | 松田 時義 君 | 11番 | 池田 郁雄 君 | | | |
| | | | 4番 | 戸次 治夫 君 | 13番 | 友田 勝久 君 | | | |
| | | | 5番 | 田上 哲人 君 | 14番 | 中村 清治 君 | | | |
| | | | 6番 | 森口 信二 君 | | | | | |
| | | | 7番 | 廣島 康雄 君 | | | | | |
| | 推進委員 | 14名 | 15番 | 向田 博 君 | 23番 | 山口 初憲 君 | | | |
| | | | 16番 | 草野 武雄 君 | 24番 | 前田 仁 君 | | | |
| | | | 17番 | 竹下 正治 君 | 25番 | 淵上 民雄 君 | | | |
| | | | 18番 | 野間 勝 君 | 26番 | 森下 義孝 君 | | | |
| | | | 19番 | 山内 秋光 君 | 27番 | 下鶴 信雄 君 | | | |
| | | | 20番 | 溝口 幸一 君 | 28番 | 古里 一幸 君 | | | |
| | | | 21番 | 前島 春美 君 | | | | | |
| 4 | 欠席委員 | | | | | | | | |
| | 農業委員 | 2名 | 9番 | 苗床 勝美 君 | 12番 | 田畑 和雄 君 | | | |
| | 推進委員 | 1名 | 22番 | 坂口 新一 君 | | | | | |
| 5 | 議事日程 | | | | | | | | |
| | 第1 | 議事録署名委員の選出 | | | | | | | |
| | 第2 | 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について | | | | | | | |
| | | 報告事項(2) 合意解約通知について | | | | | | | |
| | | 報告事項(3) 農用地利用配分計画の認可について | | | | | | | |
| | | 報告事項(4) 許可不要転用について | | | | | | | |
| | | 議第138号 現況農地認定について | | | | | | | |
| | | 議第139号 非農地証明書交付について | | | | | | | |
| | | 議第140号 農地法第3条の許可申請について | | | | | | | |
| | | 議第141号 農地法第5条の許可申請について | | | | | | | |
| | | 議第142号 農用地利用集積計画の申出について | | | | | | | |
| 6 | 農業委員会事務局 | | | | | | | | |
| | 局 長 | 本田 聖治 | | | | | | | |
| | 局 次 長 | 大川 尊 | | | | | | | |
| | 参 事 | 本村 広揮 | | | | | | | |
| | 参 事 | 松原 真樹 | | | | | | | |

<p>議 長 (元村善二君)</p>	<p>それでは、只今より第36回水俣市農業委員会会議を開催いたします。本日の出席委員は12名です。欠席委員は、12番田畑委員です。よって農業委員会等に関する法律第27条3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。</p> <p>本日の署名委員は、8番山澤委員、10番坂本委員にお願いします。尚、農地利用最適化推進委員の欠席者は、22番坂口委員です。議事に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に、読み上げていただきます。本日は、7番廣島委員にお願いします。</p>
<p>7番委員 (廣島康雄君)</p>	<p>・農業委員会憲章 一つ、農業委員会は認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成、確保と経営支援を強化し、農業 農村の持続的発展に努めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げたいと思います。</p> <p>報告事項（1）農地転用許可後の工事の完了についてでございます。議案書は、1ページになります。2件ございます。</p> <p>それぞれ、表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。</p> <p>そこで、右端の事務局確認日におきまして、現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了しておりましたので、御報告申し上げます。</p> <p>次に、報告事項（2）合意解約通知についてでございます。議案書は、2ページと、追加配布しました資料になります。2件ございます。</p> <p>まず、1番についてですが、貸人から、借人が借りられていた農地について、借人が高齢のため、新たな借人に変更するため、合意解約したものです。この件につきましては、後程、議題142号において御審議いただくこととなっております。</p> <p>位置につきましては、3ページに示しておりますが、深川駅跡地休憩所から水俣川をはさんだ先の農地でございます。</p> <p>次に、2番ですが、追加資料の2-1ページをご覧ください。</p>

	<p>貸人から、借人が借りられていた農地について、体調不良による耕作規模縮小のため合意解約したものです。この件につきましても、後程、議題142号において御審議いただくことになっております。位置につきましては、2-2ページに示しておりますが農地は5筆でございます。</p> <p>次に、報告事項(3)農用地利用配分計画の認可についてでございます。議案書は、4ページになります。5件でございます。</p> <p>まず、番号1から4番についてでございますが、令和2年4月10日第35回会議の報告事項(2)でご報告いたしました、合意契約解除に伴い、貸人の4名の土地につきまして、熊本県農業公社が転貸人となり、水俣市大川もち麦工房株式会社様への賃借について、令和2年4月21日付けで熊本県知事の認可がありましたので、御報告申し上げます。</p> <p>土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>現況地目は、3筆が畑、1筆が田で、面積は、合計で3,396㎡でございます。</p> <p>期間は、3筆が、令和2年5月1日から令和10年3月31日までの7年11か月、1筆が、令和2年5月1日から令和10年6月30日までの8年2か月となっております。利用目的は、3筆が普通畑で、1筆が水田、10a当たりの借賃は、記載のとおりでございます。利用権の種類は、賃借権となっております。場所につきましては、5ページから6ページに、記載しております。</p> <p>次に、番号5ですが、令和2年4月10日の第35回会議で、貸人から、熊本県農業公社への農用地利用集積計画の申出について、御審議いただきました。これについて、水俣市古里株式会社まるごと農場様への使用賃借について、令和2年5月12日付けで熊本県知事の認可がありましたので、御報告申し上げます。土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>現況地目は、畑で面積は、1,159㎡となっております。期間は、令和2年6月1日から令和12年5月31日までの10年間でございます。利用目的は普通畑で、10アール当たりの借賃は、使用賃借権のため無償となっております。場所は、7ページに、記載してあるとおりでございます。</p> <p>次に、報告事項(4)許可不要転用についてでございます。議案書は、8ページになります。1件でございます。</p> <p>届出人は、水俣市長 高岡利治です。土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、台帳、現況ともに田で、面積は、2,489㎡の内30.03㎡です。理由は、火災時の消火に使用する防火水槽を設置するため、施設概要は、40tの防火水槽1基の敷設でございます。場所は、9ページに記載しております。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。報告事項が終わりましたの

	<p>で、議事に入ります。</p> <p>議第138号、現況農地認定について、議第138号を議題といたします。関係委員の説明をお願いします。</p> <p>はい、3番 松田委員</p>
<p>3番委員 (松田時義君)</p>	<p>おはようございます。現況農地認定についての1番について御説明します。</p> <p>申請人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目、台帳 宅地、現況 畑、面積898.27㎡</p> <p>土地現況の詳細 昭和55年頃から耕作を行い、農地として利用している。13ページをご覧ください。現地は議案書記載の信号機から、議案書記載の信号のちょうど中間です。旧3号線側になります。この地図がちょっと違いますけども、崖がありますけども崖は北側のほうになります。</p> <p>6月5日現地調査を行いました。事務局から2人、推進委員、それから農業委員、それから土地所有者の5名で行いました。10時20分に始めまして、終わったのは11時50分でした。非常に長くかかりました。長くかかった理由を申し上げます。ここは、今高速道路の建設を行っております。大きな柱が申請人の畑の横に建っております。そして、申請人の土地も高速道路にかかったわけです。そして一部は国土交通省が、工事の為に土地を借りております。残った畑に、梅6本、柿2本、花用の榊、ジャガイモ、コンニャクイモ等を植えてありました。農機具小屋もありました。国土交通省に土地を売却したので、実はこの固定資産税が非所に高くなったことで、税務課に行かれたわけです。宅地として課税してあったので、ここは畑だと税務課で主張されたわけです。そこでも、らちが、明かずに、税務課のほうでは、農業委員会で農地認定してもらおうという事です、助言を受けたもんですから今回の提出になった訳です。現場を見ると、まず、この畑と言われる所に行く道路がありません。片方は崖です。建築基準法からいってもここに家が建つ見込みは全然ありません。</p> <p>申請人がおっしゃるには、地籍調査の時に、宅地になっていた事が判明したわけなんです。周りは全て畑です。それを何回も繰り返し言われて、畑として認めてほしいと言われるわけですよね。同情すべき点も、いっぱいあったわけなんです。それで1時間30分も経ちましたので、税務課のほうに不服申し立てをしてくださいといいました。不服申し立てをして、これは畑なのに宅地になってたのはどうゆう事かってことで、不服申し立てをして、税務課の人と話し合ってくださいということで、</p>

	<p>再度6月5日現地調査行ってその後、税務課のほうに行かれて、宅地としてはまだ納得はされておりません。税金のほうは仕方がないと言う事で、高速道路が開通するまでは払う事になったそうです。後、3～4年後には高速道路が完成しますので、国土交通省が借りている土地を畑として返しますので、その時に再度、農業委員会に農地認定の処理をだしてくださいと、一応お願いしました。それで、一応保留という形にしてきたわけですが、ちょっと後味の悪い現地調査でした。後、補足説明を竹下委員それから事務局よりお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>次をお願いしたいと思います。 5番田上委員</p>
5番委員 (田上哲人君)	<p>それでは、現況農地認定の番号2について説明いたします。申請人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 台帳 山林、現況 樹園地、面積は一筆で15294㎡です。以下は記載のとおりです。申請地の場所は、15ページにあります。議案書記載の団地の奥のほうで、右下に斜めに通っているのが広域農道です。その間に位置しとります。この広域農道に沿って直線で道路があるもんですから、これは高速道路の予定地になっております。トンネルの工事がすすんでいる所です。次の16ページに現況の写真が添付されてます。 6月8日に申請に立ち会って現地調査を行いました。現地は昭和46年に山林を購入後、開墾して47年から甘夏の栽培を始められたとの事でした。現在はデコポンを中心に耕作され、約6反はハウス栽培でした。申請人は84歳で、耕作の維持が難しいことから、農業公社を介して後継者を探した所、現地が山林となっている為、斡旋できないとの事で今回の申請となっております。よく管理された樹園地ですので、農地と認定してもなんら問題ないかと思われます。御審議の程、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。 担当地区の推進委員の方から、何か補足説明がありましたらお願いします。ないようでしたら、1番について事務局より、補足説明をお願いします。</p>
事務局 本村	<p>事務局です。補足説明をします。松田委員が説明された通りなんですけども、実際の現況農地認定ということで、一筆のすべてが農地化というような形で現地調査をした所、農地部分は</p>

	<p>全体の3分の1程度で、後、残りの3分の2程度が、国のほうに高速道路の工事の作業場という形で貸し出されていて、現地に行くと全体としては農地として認定は難しいというような話をしてきました。それで、税金の関係につきましては、現地調査の中で税務課のほうに相談してください。というのと税金が上がったなら、国のほうと貸借の契約をしておりますので、固定資産分は契約の中でできるように、貸借の金額の変更であったり、アドバイスをしてきました。今は課税に関しては納得しているということで、地積調査の時にですね、畑から宅地に切り替わったと、なぜ切り替わったのかっていうのがですね、今だに納得をされてないということで、農業委員会としては現地の状況では、農地としては認められない。また国土交通省との作業場の契約が終わったら農地に復元されるという事でしたので、農地に復元されてから再度、申請をお願いしますというような形でですね、現地調査は終了致しました。補足については以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p> <p>はい、竹下委員。</p>
<p>17番委員 (竹下正治君)</p>	<p>内容は先程言われました、松田さんと事務局からの話と一緒にですが、申請人が今回、宅地になっているのを気付いたってのがずっと畑を作っておられたんですけども、農地とばかり思っていたのが、今回、国交省に買収されて、その土地を借りられている時に、一応、税金の話を国交省がされて、3万くらいですか、なんかということで、それに対して借賃を払っておられたそうです。申請人は今まで3万だったのが、15万くらいになったそうです。それでおかしいなと思って税務課に行かれたら宅地で、税金の金額が上がったというような話で、国交省の借賃の時の、むこうは宅地という事で、それだけの見合った借賃を払われていることでしょうか、全部が宅地になっていたということが、地籍調査の時だろうということで、今回初めて宅地になっているという事を、申請人は知られたそうです、ずっと畑を作ってたんだから、少しは借りていても、それは作業をする状態にしてあるので畑のままでいいんじゃないでしょうか、畑で認めてもらえんでしょうかというような話でしたが、先程、事務局のほうから言われましたような話で、一応納得されたという事です。以上です。</p>

議 長	<p>只今、関係委員から詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p> <p>はい、10番 坂本委員。</p>
10番委員 (坂本隆司君)	2番は、周りはほとんど山林、農地じゃなくて。
5番委員	周辺は全部農地になっています。畑になっています。
10番委員	非常にこう、優秀な樹園地です。
議 長	<p>いいですか、他にはありませんか。御質疑、御異議もないようですので、議第138号 現況農地認定については、1番は認定不可、2番を認定としてよろしいですか。</p>
	(はいと言うものあり)
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第138号 現況農地認定については、1番は農地法第2条第1項に該当しないため認可不可とし、2番については、農地法第2条第1項の農地に該当するため、認定することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。議第139号 非農地証明交付について、冒頭、事務局から取り下げの話がありましたが、事務局は詳しく説明をお願いします。</p> <p>事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議題139号、非農地証明書交付については、申請を取下げることとなりましたので、経緯を簡単に説明致します。</p> <p>議案書は17ページから20ページまでの分になります。</p> <p>場所が国道268号線の下の土地になりますが、非農地証明を行う際には、事前にその農地を非農地とした場合に、「農業振興地域整備計画」や「各種交付金等」に支障がないか、水俣市の農林水産課へ確認を行っていく所です。</p> <p>この手続きにつきましては、熊本県が作成いたしました「農業委員会農地利用最適化推進活動ガイドライン」に基づいて行っているものです。今回の申請地について、その確認を行ったところ、農林水産課のほうから、水俣市の「農業振興地域整備計画」に定める農用地区域内の農地であり、非農地とした場合には支障がある。」との回答がございました。</p> <p>6月5日に山澤委員、下鶴委員、事務局2名の計4名で現地調査を行いました。現地の状況からは、非農地として問題ない</p>

	<p>と思われましたが、農用地域内の農地であること、耕作はされておられません、この奥の東側にも農用地域内の農地が2筆ございますことから、非農地にはできないと判断をいたしまして、その旨、所有者等へ連絡を行うことといたしました。所有者の方へ連絡を行いましたところ、説明内容に納得されまして、申請は取り下げるということでしたので、取り下げるものがございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>はい、只今 事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。ないようですので次に移ります。</p> <p>議第140号 農地法第3条の許可申請について、議第140号を議題といたします。まず、1番から3番まで及び5番の議案を審議した後、4番の議案を審議します。</p> <p>まず、1番と2番について、関係委員の、説明をお願いします。</p>
2番委員 (松本公昭君)	はい。
議 長	2番 松本委員。
2番委員	<p>おはようございます。議第140号 農地法第3条の許可申請についての1番と2番を説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳、現況とも田です。面積は119㎡。譲受人の状況は記載のとおりであります。従いまして、下限面積につきましては、申請地の面積と自作地の合計面積で40アールは超えています。</p> <p>譲受人は専業農家で一生懸命耕作をしておられます。申請地は23ページをご覧ください。議案書記載の学校に入るところの国道から、ちょっと入ったところではありますが、現地はですね、今、議案書記載の施設になっておりますが、そこに入っていく所の途中です。</p> <p>現地調査を6月5日に丸野行政書士、事務局2人と農地利用最適化推進委員の淵上民雄さんと私で行いました。譲受人は、忘れておられたのか自宅にもおられませんでした。現地はですね、譲受人が耕作されているところの奥まった所で、長年譲受人が維持、管理をしてこられました。今回、この農地を取得して、水路や農道等の整備をしたいと以前から言っておられましたので、今回購入という形になりました。従いまして、農地法</p>

	<p>第3条第2項の各号には該当しないために、許可要件は満たしていますので、御審議の程、宜しくお願い致します。</p> <p>続きまして 2番を説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、台帳 現況とも田です。面積は181㎡と1,404㎡です。合計1,585㎡です。譲受人の状況は記載のとおりです。従いまして、下限面積につきましては申請地の面積と自作地の合計面積で40アールはゆうに超えています。</p> <p>譲受人は専業農家であり、申請地は同じく23ページをご覧ください。国道268号線の先程の所から、4～500メートルくらい水俣市内のほうに行ったところであります。</p> <p>現地調査を6月5日に事務局2人と丸野行政書士、譲受人、農地利用最適化推進委員の淵上民雄さんと私で行いました。</p> <p>現地はですね、長年、譲受人が耕作されており、以前からこの農地を買ってほしいということで、今回ようやく買うという事に話がまとまりました。従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当しないために、許可要件は満たしていますので、御審議の程、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に3番をお願いします。10番坂本委員。</p>
<p>10番委員</p>	<p>おはようございます。農地法第3条の許可申請の3番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は、議案書記載のとおり。</p> <p>申請地の土地の所在は3筆ございます。議案書記載のとおり。</p> <p>地目、台帳 現況とも畑なっておりますが、現況は樹園地になっております。面積は3筆合わせまして3,388㎡でございます。</p> <p>譲受人の状況としましては構成員が代表、息子さん、従業員でございます。耕作地は自作地、借入地合わせまして、33,421㎡、従いまして、下限面積につきましては、申請地と自作地 合計面積で40アールは超えています。申請地は24ページをご覧ください。左のほうからが侍で小田代の集落に入った所の道上でございます。</p> <p>現地調査を5日、事務局2名、私と譲受人の4名で現地調査を行いました。この樹園地はですね、3月の議会の時に農業委員さんのほうに譲渡したいと、買いたいというこれが一致しましたので、私が行った所、ちょうど成立した案件でございます。従いまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許</p>

	<p>可要件は満たしているものです。御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。 次、5番について説明をお願いします。8番 山澤委員。</p>
8番委員 (山澤親徳君)	<p>おはようございます。議第140号 農地法第3条の許可申請の5番について説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地番は814番、地目は台帳、現況とも田です。面積は783㎡。同じく地番は816番地、地目は台帳、現況とも田です。面積は1,689㎡です。2筆合計で2,472㎡となっております。譲受人の状況につきましては、自作地 田畑で合計6700㎡となっております、下限面積につきましても、40アールを超えております。</p> <p>譲受人と妻の2人で農業経営を行っておられ、ほとんど耕作されています。農作業の従事日数につきましても、150日以上従事されていて、今回の申請地を譲り受け、経営拡大を図るとの事でございます。所有権移転につきましては売買となっております。申請地は議案書の26ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を6月5日に事務局2名、行政書士の丸野さん、譲受人、推進委員の下鶴信雄さん、私6名で行いました。</p> <p>申請地の周辺農地の状況につきましては、ほとんど水田となっております、近々、区画整備の計画の予定地となっております。以上ですが、農地の農業上効率且つ、総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられますので、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程、よろしく願います。これで説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。ありませんか。関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第140号の1番から3番まで及び5番の農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可してよろしいですか。</p>

	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第140号の1番から3番まで及び5番の農地法第3条の許可申請については、許可することと決定いたします。</p> <p>次に移ります。農地法第3条の許可申請のうち、4番の議題を審議いたします。なお、この案件の譲受人の池田委員は、議事に参与することはできませんので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、池田委員の退場をお願いします。</p>
	(池田委員退場) 10時15分
議 長	それでは 説明をお願いします。
2番委員	はい
議 長	2番松本委員。
2番委員	<p>それでは、議第140号農地法第3条の許可申請についての4番を説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>台帳 現況とも田です。面積が465㎡、譲受人に状況は記載のとおりであります。従いまして、下限面積につきましては、申請地の面積と自作地の合計面積で40アールは超えておりません。譲受人は専業農家であります。申請地は25ページをご覧ください。</p> <p>現地調査を6月5日に事務局2人と譲受人、農地利用最適化推進委員の前田仁さんと私で行いました。現地は来年度から区画整備が始まるようで、現在この地区に譲受人の農地が少ししかなくて、区画整備をした場合、あまり狭い区画だと都合が悪いので、そこで、譲渡人が耕作をしないし売りたいという事で売買が成立したわけでありまして。従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当しない為、許可要件は満たしていますので、御審議の程よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>

	(なしと言うものあり)
議 長	ご質疑、ご異議もないようですので、議第140号 農地法第3条の許可申請のうち、4番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	ご質疑、ご異議もないようですので、議第140号 農地法第3条の許可申請のうち4番について、許可することと決定いたします。 池田委員の入場を認めます。
	(池田委員 入場) 10時19分
議 長	次に移ります。 議第141号 農地法第5条の許可申請について、議第141号を議題といたします。関係委員の説明をお願いします。 4番 戸次委員。
4番委員 (戸次治夫君)	おはようございます。議第141号農地法第5条の許可申請について、 番号1、貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。 地目は台帳、現況とも畑です。面積は4,805の内の110.07㎡です。転用目的 転用理由は、工事車両及び資材置場、水俣湯出前平局無線基地局新設事業に伴う工事車両及び資材置場として使用するため。第2種農地で使用貸借権設定です。 期間が、令和2年8月1日から令和3年2月26日までです。施設概要は土地造成110.7㎡です。資金計画は、記載のとおりです。 場所は29ページをご覧ください。この場所は譲渡人の所から100メートルくらいですね、手前のとこの場所です。この土地は5月13日にですね、基地局の件で最初、土地の現地調査に事務局2名、坂口推進委員と私の4名で現地調査を行いまして、一点、気になったのは、そこの場所が電波のエリア内で、どう関係しているかという事で、ここの住民の方は2戸しかおりません。そこに際しておかしいかなって思って、事務局のほうに聞いていただいたら、主に鹿児島県のほうが対応するというような事で、どうしても畑に作らばいかんかなと、それが

	<p>一つ気掛かりです。山林でもですね、造成してから建てている電話基地局はあるのになあって、その一点がありましたんですけども、あそこが一番ロケ地がいいような状況です。</p> <p>場所的に資材置場ということで、まだ上がってきておりませんが、この中に無線局は建てられるというような事です。横の畑はまだ譲渡人が実際、作っておられまして、そこの一部がまた借りられてしまうような状況で、他は何ら問題はないかと思えます。どうか御審議の程、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。担当地区の推進委員の方は今日はお休みですので、関係委員より詳しく説明がりましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p> <p>御質疑、御異議もないようですので、議第141号 農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので許可相当と判断し、本会の意見として、決定してよろしいですか。</p>
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第141号 農地法第5条の許可申請については、本会の意見として、決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第142号 農用地利用集積計画の申し出について、議第142号を議題といたします。関係委員の、説明をお願いします。</p> <p>6番 森口委員</p>
6番委員 (森口信二君)	<p>おはようございます。</p> <p>議第142号 農地利用集積計画の申出について、利用権新規1番と2番について説明させていただきます。</p> <p>番号1番、貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、3筆とも田になっております。面積は、3筆合計で2,654㎡、始期終期につきましては、令和2年8月1日から令和12年7月31日まで、期間10年、利用目的は水田、賃借は10アールあたり4,521円、4,522円、4,522円となっております。利用権の種類は、賃借権。</p> <p>借人、議案書記載のとおり。</p> <p>番号2番につきましては、貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は、台帳 現況とも田です。面積は1,722㎡です。始期終期は令和2年7月1日から令和12年6月30日まで、期間は10年、利用目的は水稻、賃借は10アールあたり玄米</p>

	<p>60kg、利用権の種類は賃借権でございます。借人は、議案書記載のとおり。</p> <p>経営面積は、自作地が3,288㎡でございます。一人で頑張っておられます。申請地は33ページをお願いします。場所的にも、ものすごくいい所でございます。また、番号2番につきましては、34ページをご覧ください。</p> <p>借人は、稲作拡充のために農地を探しておられましたが、紹介されて、農地利用集積計画の申し出の運びとなりました。尚、農業基盤強化促進法第18条の3項の各要件は満たしておりますので、御審議の程宜しくお願い致します。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次3番ですが、本日は田畑委員が欠席ですので、私が代理で説明を致します。</p> <p>農用地利用集積計画申し出の新規設定番号3、 貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおり。</p> <p>地目は台帳 現況とも畑で面積は、5筆合計で8,864㎡、ここは甘夏園でございます。始期終期がですね、令和2年7月1日から令和12年6月30日末の10年間です。</p> <p>利用目的は果樹、利用権の種類は賃借権で賃借料は全体で15万円となっております。経営面積が借入地が、11,663㎡でこれは甘夏、デコポン、みはやを作っておられる。きちんと耕作されています。従事者は本人1人です。申請地は35ページをご覧ください。</p> <p>ここは先程、合意解約があったところでございます。この農地はですね、もともと貸人のお兄さんが耕作しておられ、亡くなられたのでその後を耕作されていた方が体調を崩され、新たな耕作者を探していたところ、貸人の息子と同僚であった借人と話がまとまり、今回の申し出になっております。借人は現在ですね、園地の草払いなども既にされており、また、中山間直接支払いでの草払い等の活動にも参加しています。園地までの距離はですね、住居から10分程度で、農業に従事されています。よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまますので、御審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>次 4番をします。</p>
2 番委員	はい
議 長	はい、2番松本委員
2 番委員	それでは、議第142号 農用地利用集積計画の申し出につ

	<p>いての4番を説明致します。</p> <p>貸人、土地の所在は、議案書記載のとおり、計7筆です。地目は台帳、現況とも畑で、全部茶園です。面積が7筆合わせて32,236㎡、始期終期が令和2年7月1日から令和8年6月30日までの6年間です。利用目的はお茶です。借賃は10アールあたり25,000円、利用権の種類は賃借権。</p> <p>借人は議案書記載のとおり。</p> <p>経営面積は借入地が81,891㎡です。従事者はお兄さんと息子さんの3人です。</p> <p>場所は36ページです。一番あの辺で標高の高いところがあります。借人は、以前会社におられて、今は定年退職で辞めておられますが、その時にお兄さんの茶園を会社で経営をされた実績があり、下限面積も40アール以上ありますので、何ら問題はないかと思われます。貸人はですね、昨年まで、お茶をしておりましたが、今年からは辞めるということで借り手を探しておられました。借賃もですね、最初は5万円だったそうですが、ほっとくと直ぐに荒れてしまうので、そうゆうことをいろいろ勘案して値切って、2万5千円になったという話を聞きました。以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われますので、よろしく御審議の程、お願い致します。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p> <p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。はい、3番松田委員</p>
3番委員	<p>1番について質問致します。借賃が非常に細かくしてありますけども、この借賃は農業公社で決められたものですか。</p>
事務局次長	<p>そうですね、賃貸となっておりますけども、基本的に農業公社のほうで決められた賃借設定となっております。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。御質疑御異議</p> <p>他に御質疑、御異議もないようですので、議第142号農用地利用集積計画の申し出については、承認してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第142号農用地利用集積計画の申し出については、農業経営基盤強化促進法第18条第</p>

	<p>3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p>
--	--

これもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第36回水俣市農業委員会会議を終了いたします。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員